

函館市医師会看護・リハビリテーション学院 ハラスメントの防止及び対策に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、函館市医師会看護・リハビリテーション学院（以下「本学院」という。）におけるハラスメントの防止及び対策に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「ハラスメント」とは、人種、国籍、民族、性別、出身地、宗教、政治的信条、年齢、職業、身体的特徴等広く人格にかかわる事項又は教育・研究若しくは就学、就労にかかわる事項において、相手の意に反する不適切な言動により、相手に不利益を与えたり、人としての品位と尊厳を損なわせるすべての言動をいう。

(学院長等の責務)

第3条 学院長は、ハラスメントの防止、対策及び被害者救済に関する施策等について責任を負うものとする。

2 看護学科、理学療法学科、作業療法学科、生体医工学研究センター及び医療教育研究課（以下「学科等」という。）の長は、ハラスメントの防止、対策及び被害者救済に関する施策等の具体的実施について責任を負うものとする。

(構成員の責務)

第4条 本学院を構成するすべての者は、この規程及び「函館市医師会看護・リハビリテーション学院ハラスメント防止対策ガイドライン」に従い、ハラスメントを行ってはならない。

(ハラスメント対策委員会)

第5条 本学院におけるハラスメントの防止及び対策等を行うため、函館市医師会看護・リハビリテーション学院ハラスメント対策委員会（以下「ハラスメント対策委員会」という。）を置く。

2 ハラスメント対策委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(相談員)

第6条 本学院に、ハラスメントに関する相談に応じるために、次の相談員を置く。

- (1) 学科等の教員
- (2) 本学院スクールカウンセラー
- (3) その他ハラスメント対策委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名した者

2 前項の相談員は、学院長が任命する。

3 相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 相談員の氏名、所属、連絡用電話及び電子メールアドレスは、学内に公表するものとする。

(相談員の任務)

第7条 相談員は、次の事項を行う。

- (1) ハラスメントに関する相談に応じること。
 - (2) 被害を受けたとされる者のためにカウンセリングが必要な場合に対応すること。
 - (3) ハラスメントに関する相談があった事実及び相談者の意向等について記録し、委員長に報告すること。
- 2 相談員は、事態が重大で緊急に改善措置等が必要であると認めた場合には、前項第3号の委員長への報告を直ちに行わなければならない。

(相談員の遵守事項)

第8条 相談員は、任務を遂行するに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 相談者及び相談内容に関係する者の名誉及びプライバシー等の人格権を侵害することのないよう慎重に対処するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。
- (2) 相談者の意向を尊重し、被害を受けたとされる者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を持ち、解決策を押し付けることのないよう留意すること。
- (3) 相談者からの相談及び事情聴取に当たり、ハラスメントに当たるような言動を行ってはならないこと。

(相談)

第9条 相談員への相談は、面談のほか、手紙、電話又は電子メールのいずれでも受け付けるものとする。

- 2 相談者は、いずれの相談員に対しても相談することができる。
- 3 相談を受ける際には、複数で対応し、相談者と同性の相談員が同席するものとする。ただし、相談者が望まない場合は、この限りでない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び対策に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する